

みやこ町告示第47号

みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給要綱を次のように定める。

令和2年4月22日

みやこ町長 井上幸春

みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の施設が新型コロナウイルス感染防止対策を講ずるため、新型コロナウイルス感染症対策事業の経費に対して、みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象施設)

第2条 支援対象施設は、町内の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、学童保育施設及び私立保育園等（以下「施設」という。）とする。

(支援金の区分及び支給の額)

第3条 町長は、施設に対し、支援金を支給するものとし、その支給の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出された支援金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給申請書（様式第1号）を町長に対し提出しなければならない。

(支援金の支給決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 町長は、申請者に対して支援金を支給しないことを決定したときは、その理由を記したみやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給却下通知書(様式第3号)を速やかに通知するものとする。

(支援金の支給決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの事業を定める規定に基づく請求に応じないとき。

(支援金の返還)

第7条 前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

支援区分	支援金	
	対象施設	支給の額
(1) 感染症対策に係る経費(4~6月)	町内の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、学童保育施設及び私立保育園等	毎月10万円
(2) 感染症が発生した場合の施設の消毒費用	町内の高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、学童保育施設及び私立保育園等	2分の1 (上限額50万円)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 施設名

住 所

代表者

印

新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給申請書

みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給要綱第4条の規定により
下記のとおり申請します。

記

(単位：円)

支援区分	算 式	支援金額
(1) 感染症対策に係る 経費	100,000 円×(カ月)	
(2) 感染症が発生した 場合の施設の消毒費用	総額 () × 1/2 = ()	
計		

(2) については、1,000円未満は切り捨て。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給決定通知書

みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給要綱第5条第1項の規定により下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

支援金の額	円
-------	---

様

みやこ町長



新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給却下通知書

みやこ町新型コロナウイルス感染症対策事業支援金支給要綱第5条第2項の規定により下記のとおり支給しないことに決定したので通知します。

記

却下理由	
------	--

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にみやこ町を被告として裁決取消しを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にみやこ町(訴訟においてみやこ町を代表とするものは、実施機関となります。)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。